

文教厚生常任委員会記録

1. 開催日時 令和 7 年 2 月 28 日（金） 午前 11 時 31 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 綾城委員長・米弥副委員長・林委員・岩藤委員・中平委員・
上田委員・江原委員・ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・岡本次長補佐
8. 協議事項
3 月定例会本会議（2 月 25 日）から付託された事件（議案 13 件）
9. 傍聴者 1 名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 11 時 31 分 散会 午後 1 時 43 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 7 年 2 月 28 日

文教厚生常任委員長

綾 城 美 佳

記 録 調 製 者

岡 本 功 次

綾城委員長 お疲れ様です。本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から文教厚生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本委員会に付託されました議案 13 件について審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。

はじめに、議案第 15 号「長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会設置条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

教育部長 補足説明はありません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは、ただ今議題となっております議案第 15 号「長門市立小中学校適正規模・適正配置審議会設置条例」について数点お伺いいたします。まず 1 点ですけれども、組織について委員が 15 名というふうになっておりますけれども、この 15 名以内とした理由をお伺いいたします。

教育総務課長 市の内規で、長門市附属機関等の設置及び運営に関する基準についての内規がございます。こちらでは、20 名を上限に、付属機関等の性格に応じ必要最小限にというふうな規定がございます。規定を踏まえまして、また他市の例も参考にしまして、委員の区分ごとに必要最小限と考える人数を積み上げて 15 名以内としたところでございます。

ひさなが委員 必要最小限というところで 15 名というところですけど、かなり大事な審議をされると思いますね。幅広くご意見を聞いていただけるような方々が集まられるといいなというふうに思いますけれども、この中に学識経験を有するものというのがあると思うんですけれども、これは具体的にどういった人がその類いに当たるのか、またその方は市民に限られるのか、それとも市内外問わず選ばれるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

教育総務課長 他市の委員の選任状況も参考にさせていただきました。そうした場合に、やはり広く教育行政に精通している学識経験者ということで、教育を

専門とする大学教授等を考えております。役割としまして、客観的な立場で専門的な知見に基づく意見を期待しているところでございますので、そうした意味からも、市民限定ということは考えていないところでございます。

ひさなが委員 はい、わかりました。次に、その審議会の中に、その他教育委員会が必要と認めるものというのがありますけども、これはどういった方々を指すのか、想定されているのか、お伺いいたします。

教育総務課長 その他につきましては、その委員の条例案のほうで1から4までお示ししているような方を基本的には考えているんですけども、やはり、そこに当たらない学校や地域や保護者等に該当しませんけれども、子どもさんに関わりのあるような方を想定しております。具体例として、地域協育ネットやコミュニティスクール等で、子どもや地域、保護者、学校等と深く関わりがあることなどから、公民館長、今後はプラザ長になるんですかね、そういった方を、想定はしております。

ひさなが委員 わかりました。では、任期についてお伺いします。答申の日までということで、令和8年12月を予定とされてますが、ここに設定をした理由についてお伺いいたします。

教育総務課長 これもちょっと、本市としては初めてのことで、期間の想定というのも非常に難しかったですけれども、やはり他市の例等も参考に、十分に審議し、方向性を出すのに最低限必要となる期間というところで、令和8年12月というところを想定して任期のほうを決めております。

ひさなが委員 はい、わかりました。では、今からどういう議論になっていくかはちょっとあれですけど、その令和9年、令和10年ぐらいから実際に何か数が減っていくような可能性も、この流れによっては起こっていく可能性がありますか。

教育総務課長 答申が、時期が令和8年12月というところで、そこから実際に教育委員会として何らかの計画を出すのにまたもう少しかかるかなというところではあるんですけども、その答申の内容次第ではそういったこともあるのかなというふうには、本当、可能性ですのであれですけど、考えております。

林委員 先ほど、当初予算の審査の中でも学校規模適正化事業として委員の報酬等が審査をされております。この問題はですね、去年の12月定例会で綾城美佳議員のほうから一般質問等もされておまして、大体概要はその一般質問のやり取りを通じて私は理解しています。条例審査の条例の中身についてちょっと色々聞きたいんですけど、まず、今回のこの審議会というのは、教育委員会の諮問に応じて、その諮問に応じて、その目的を達成するために答申を出す、その3つの事柄について。これは関係性から言うとあれですか、つまり教育委員会が基本的には主導する、この議論のつていうことになるんですかね。教育委員会の

諮問に応じて議論していただくわけだから、理屈としては、教育委員会がある意味こう主導しながら、その審議会の方に色々議論をしていただいて一定の方向性を出していただくという形でよろしいですかね。

教育総務課長 そうですね、主導しながらというよりは、教育委員会はその審議会の事務局、附属機関ではあるんですけども、大きな方向性を出していただくためにこの附属機関を設置しております。教育委員会の立場としては、最初は事務局として資料等をしっかり提示しながら議論を円滑に進めていただくので、方向性をこう主導するようなことは、ちょっと主導の意味合いが、私がちょっと理解していないかもしれませんが、こちらの思うようにこう主導するというようなところはなくて、最終的にその審議会でも議論していただいて、出た内容について答申していただいたら、その後に教育委員会のほうでそれを、その答申を踏まえて実際どうするかというのを決定していくというような形と認識しております。

林委員 もう私、その所掌事務の第2条にね、「審議会は、教育委員会の諮問に応じ、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について調査審議し、教育委員会に答申するもの」としてありますので、今まさに、今課長おっしゃったように、その教育委員会の附属機関なんですよ、これは。付属機関だから、対等、平等の関係ではなくて、ある意味。だから教育委員会、私が主導って言ったのは、その諮問っていうふうに、つまり教育委員会というのはこう考えるけれども、ちょっとこの——こう考えるというか、この学校の規模の適正化について例えば協議をしてくださいということで、そのときは事務局として然るべき資料も出しながら色々合議をしていただくっていうことなんですね。昨日、厚生労働省が、出生率がもう年間70万人を切るというような発表もされております。だから、基本的に日本国全体が少子化のこう波が非常に、つまりですね、70万人を切るということは、その後、その学齢期になったら大体わかりますよね、どういう状況になるかっていうのが。その6学年、3学年の義務教育課程がどういう規模になっていくかっていうのはわかると思います。もう1点、ちょっとお聞きします。私、この審議会の設置というのは、色々な場面でこういう審議会が設置されたら至極当然だと思ってます。さっき言ったように、課長がちょっと誤解されたように、ある意味、教育委員会の主導によって、教育委員会が思う方向に、その誘導して答申という形で出させるっていうのは、ここは言いませんけど、よくあるパターンというかね、1つ隠れ蓑にしちゃうところがあるじゃないですか。ここはないと思いますけど、私はないことを信じています。もちろん、そのときに大事なのは、さっき、ひさなが委員もおっしゃったように人選なんです。つまり公正・公平な人選。誰が見てもこの分野に精通した人、この分野のことに学識がある人、ただそれはおそらく教育委員会のほうがこれまでの色々な活動

を通じて、大体目星は何となくつけているんじゃないかなと思いますので、その辺は、この条例が、新年度にこの審議会が設置されて、その成り行きというのも、私たち改選があるから、居るか居ないかわかりません。一市民としてこの推移は見守っていききたいなと思ってますけど。それで、第7条に、なぜこの審議会に守秘義務が、守秘義務規定を入れているのかっていうのはちょっと非常にわからないんですけれども、この第7条は「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする」、これは、この審議会っていうのは、そのいわゆる秘匿事項を、あるいはプライバシーを、そこに触れるからこういう規定を設けているんですか。私は、これは極端に言えば、この審議会なるものは公開されるんじゃないんですか、それとも非公開なんですか。非公開で議事録も公開しないということなんですか。そのあたり、ちょっとご見解をお尋ねします。

教育総務課長 今おっしゃいましたように、審議会で提供される資料等を考えましても、その個人が特定されるようなものは出てこないのかなという気はしているんですけれども、ちょっと色々参考にさせていただいた条例等の中に、まあ本当に念のためではないですけど、守秘義務なるものがありました。会議につきましても原則公開というふうには考えておりますが、政策形成過程とかですね、もしかしてこう議論を円滑に進めていく上で支障があるような場合がありますたら、そこは非公開になる可能性はありますが、基本的には公開ですし、会議録のほうも公開されるものと思っております。

林委員 わかりました。基本的に、こういう会議っていうのは、やっぱり市民を巻き込む。だから、私はプラザ条例のときも結構口を酸っぱくして言いましたが、やっぱりこう時間をかけるのと同時に、やっぱり広く公開をしてみんなに考えてもらう。つまり、学校っていうのは地域のシンボルでもあるし、みんなに考えてもらうためには、情報公開というのは非常に重要になってくるわけです。そこで市民レベルで侃侃諤諤やってもらってもいいし、審議会の中でも議論していただくっていうのもいいと思います。それで大事なことは、つまり児童生徒ファーストで考えなきゃいけないってことです。子どもファーストで、やっぱり考え方として、子どもたちの教育についてどうあるべきが1番いいのか、そのための学校の適正化はどうあるべきかっていう、こういうふうに考えるときに、やっぱり子どもを真ん中に据えたことをまず考えなきゃいけない。大人の都合とかいうことは、財政的な事情とか、そういうことは抜きにしてやらないと。それが教育委員会なんです。それをやるから教育委員会なんです。さっき課長、いいですか、課長が今おっしゃった原則公開だと。7条の規定が発動される時というのはあり得ると。あり得るっていうのは、もうちょっと具体的に、その7条の規定が発動される場合っていうのは、具体的にどういうことなんですか。

教育総務課長 秘密というところを漏らしてはならないということなので、公開される情報は別段、当然守秘義務はないものと考えます。本当に個人情報会議の中で何らかの、よほど少人数の学校ですとか、例えば湯の家の児童のこととかですね、そういったことが議論された際に、そういう守秘義務に関わるようなプライバシーのようなことも、もしかして検討の中で資料としてあがる可能性もないとは言えないかなというふうには思っておりますし、想定しない何か個人的な情報も議論に必要ということであった場合を想定してなので、基本的に秘密でない事項まで守秘義務が課されるものではないと思っておりますので、本当に念のためというふうにご理解いただければと思います。

林委員 条例を、法規を立法する場合、これは予算でもそうなんですけど、念のためっていうのは適切ではないんですよ、言葉として。念のため入れましたとか、それは自治立法権からするとあんまり適切な言葉ではないと私は思っています、個人的には。第 7 条を入れるには、第 7 条を入れる理由がある、存在しなきゃいけない。立法事実がないといけないわけです、ちゃんと。だから入れている、第 7 条を。第 7 条を入れたときに、それはだから、いわゆるケースバイケースによって想定されることを想起しているわけですね、その条例を施行するときに。その場合、問題なのは、その他の第 9 条なんです。第 9 条の「この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める」という、この別に定めるところにそういうことを、細則をつくっておかなきゃいけない。例えば場合によっては、その会議を非公開にできるとかね。条例上は、その非公開基準なんか書いてないから、だから細則、つまり教育委員会が別に定めるところで、ものを定めておかないと非常に混乱するんじゃないだろうか。条例をまっすぐ読むと、原則公開だとは言いながら、守秘義務規定があるっていうことは、どっかの場面で非公開になる可能性もあるから、そういう場合は、この第 9 条の規定をしっかりと、まあこれから条例が可決、施行された暁には、この細則も、条例細則というか条例規則もしっかり定めておかなきゃいけないということを私はちょっと提起しているわけです。その辺、ちょっとよろしくをお願いします。

教育部長 今、ご指摘をいただきましたので、そういったことも踏まえて検討のほうはしてまいりたいと考えております。

綾城委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 15 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは、教育長に 1 点お尋ねしたいと思います。先ほど予算のときに教育委員会の重点施策等の概要説明におかれまして、未来を担う子どもたちにとって将来にわたり良質な教育環境を保障できるよう様々な角度から議論を重ねていくということでしたけれども、今の林委員の質疑の中でもあり

ましたけど、やっぱり教育委員会としてもビジョンというのは多分持ってらっしゃるでしょうし、そうあるべきかなと私自身も思っております。当然、適正規模、適正配置というところなので、いずれ小学校は何校、中学校は何校っていうところも多分踏み込んでいくような話になっていくんじゃないかなと思うんですけども、今現在、教育委員会として、具体的な数であったり、あとはその将来のビジョンというのをどのように思ってるか、1点お伺いしたいと思います。

教育長 もちろん、適正な規模ということは、数もありますけれども、それぞれの学校に独自性を持たせるとか、そういった部分も総合的に今回考えていきたいというふうに思っております。今、数を持っているかということについてですけども、正確にお答えすれば、そんな数は持っておりません。今から適正規模、どうあるべきかということをご審議いただき、教育委員会として、先ほど目指すべき方向性に合致した案となるよう考えてこれからいくということでございます。

綾城委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 25 号「長門市立学校条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

教育部長 補足説明は特にありません。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 25 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は、13 時からといたします。

— 休憩 11 : 52 —

— 再開 13 : 00 —

綾城委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 13 号「令和 7 年

度長門市水道事業会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 それでは、議案第 13 号「令和 7 年度長門市水道事業会計予算」の補足説明をさせていただきます。はじめに、収益的収支予算についてですが、営業収益を 5 億 7,307 万 9,000 円と見込み、他会計補助金など営業外収益と合わせて、収益的収入合計として 7 億 6,305 万 6,000 円を計上しております。また、収益的支出合計として、事業費用では営業費用と企業債償還利息などの営業外費用等を合わせて 7 億 2,327 万 5,000 円を計上しており、当年度純利益は 486 万円を見込んでおります。次に、資本的収支予算についてですが、収入では企業債や補助金等により 2 億 7,170 万 2,000 円を受け入れる予定としております。支出では建設改良費といたしまして、継続事業であります深川川河口堰改修工事の完成を目指すほか、未普及対策事業として、昨年度より着手しております湯本三ノ瀬・四ノ瀬地区への施設整備を引き続き行うこととしております。その他老朽化した管路やポンプ等の更新工事を行う計画としております。また、令和 6 年度、令和 7 年度において債務負担行為で行っている仙崎地区の三上山配水池老朽化対策基本計画策定業務に取り組むほか、今後、更新を予定しております油谷地区の木吹配水池の実施設計業務を予定しております。これらの建設改良費と企業債償還金と合わせて、資本的支出合計として 6 億 2,392 万 3,000 円を計上しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の 3 億 5,222 万 1,000 円につきましては、損益勘定において減価償却費の費用化により留保いたしました内部留保資金等で補てんする予定としております。

綾城委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 予算に関する説明書 5 ページをお願いします。数字等が伴いますので、事前にこういったことを聞くよというのはお伝えしておりますので、明確なご答弁をお願いいたします。予算説明書 5 ページからの収益的収入及び支出に関して、収入において収益化された長期前受金戻入の具体的な内容についてお尋ねしたいと思います。

総務班長 長門上水道事業と俵山簡易水道事業の長期前受金戻入を合わせた予算 2,964 万 8,000 円の内訳でございますけれども、水道施設等の資産形成の財源としまして、負担金として受け入れたものが 1,515 万 6,000 円、補助金として受け入れたものが 1,248 万 1,000 円、受贈財産として受け入れたものが 157 万 5,000 円、寄附金として受け入れたものが 43 万 6,000 円となっており、減価償却費に合わせて収益化するものでございます。

林委員 それで今、最後のほうに減価償却費と合わせて収益化するというご答弁がございましたが、それに関連して、この支出において費用化された減価償却

費の具体的な内容を重ねてお尋ねいたします。

総務班長 こちらも上水道事業と簡易水道事業、減価償却費を合わせた予算、3億616万1,000円の内訳でございますけれども、建物が607万4,000円、水道管など構築物が2億24万3,000円、ポンプなど機械及び装置が9,696万9,000円、車両運搬具が276万8,000円、工具・器具及び備品が10万7,000円となっております。

米弥委員 予算に関する説明書6ページ、支出での「原水及び浄水費」の光熱水費で、浄水場光熱費が昨年と比較して倍近く増額になっているんですが、理由をお尋ねいたします。

総務班長 動力費につきましては、令和6年度に政府の補助金等の減少もございまして、見込みより増加しておりますので、令和7年度についても増加する見込みで予算計上しております。

林委員 それでは合わせて、予算に関する説明書10ページをお開きください。これは第4条予算ですけれども、資本的収入及び支出に関して、この支出の部分において、老朽管布設替工事の具体的な内容と、令和7年度に執行しますので、その事業の進捗率についてお尋ねします。そして、この水道ビジョンに示されたこの計画に比して、この進捗率はどういった状況になるのか、重ねてお尋ねいたします。

水道班長 令和7年度の本管の更新延長は約2.4キロメートルで、工事箇所は県道長門油谷線ほか9か所、内訳は配水管9か所、約2.1キロメートル、送水管1か所、約0.3キロメートルとなり、管種、布設年代、漏水、事故歴等を総合的に評価して更新箇所を選定しております。また、事業進捗率、すなわち全体の耐震化率につきましては、水道ビジョンで掲げている令和8年度目標の25パーセントに対して、令和7年度末の耐震化率は17.7パーセントの見込みとなります。

林委員 それで、冒頭の上下水道局長の説明にもございましたけれども、その資本的収入の不足に充てられる損益勘定留保資金、いわゆるこの内部留保資金の見込みをお尋ねしたいのと、それに対する見解というのをお尋ねしたいと思います。

管理課長 内部留保資金につきましては、令和6年度末で約4億円程度を予定しております。予算書第4条に記載のとおり、消費税及び資本的収支調整額と減価償却費など、現金の支出を伴わない損益勘定留保資金のみで補填することが不可能なため、減債積立金というのを2,942万3,000円取り崩す予定としております。この関係で、企業債、これも企業債の借入を抑制する関係から、この辺りを取り崩すような形になるんですけども、それに伴った令和7年度末の内部留保資金につきましては、約3億7,900万円程度に減少する見込みとなって

おります。また、今後も企業債の借入については、内部留保資金を注視しながら抑制していく計画としているため、しばらくの間は内部留保資金は減少傾向になるのではないかという見解を持っているところでございます。

林委員 今のご説明というか、ご答弁にちょっと関連するんですけども、その予算に関する説明書 11 ページのキャッシュフローの計算書なんですけれども、この資金期末残高に対する見解も合わせてお尋ねしたいと思います。

管理課長 令和 7 年度末のキャッシュフロー計算書については、令和 5 年度決算額から、令和 6 年度予算、令和 7 年度予算を基に期末の資金残高を見込んでおります。令和 5 年度末の資金残高が 5 億 2,995 万円に対して、令和 6 年度末の見込みが 6 億 1,719 万 9,000 円となっております。また、令和 7 年度見込みが 6 億 804 万 9,000 円と、令和 5 年度決算額よりも今のところ多く見込んでいる状況でございます。事業運営を行う中で、企業債の発行抑制に努めていきたいとは考えております。

ひさなが委員 今、企業債の件が出てましたけれども、この説明書でいったら 10 ページですかね、企業債が借りる額が 2 億 6,090 万円で、償還金よりも高い金額を借りることに一応予定としてなっているというところですけども、なかなか予算がないという厳しい状況にあると思いますけど、この償還金のほうが少ない、企業債を借りるほうが多いという点について、担当課の見解をお伺いいたします。

管理課長 企業債の借入額よりも、償還する額のほうが少ないというのは、近年、うちが大型事業をかなり抱えていた関係で、この傾向というのはしばらく続くのではないかという見解は持っています。それでも、やはり毎年毎年、今のところ監査意見等でのプライマリーバランス等をしっかり計画を立てるようということですので、うちも内部留保資金等を勘案しながら、その辺に注視しながら、なるべく借入については抑制するように今のところ計画を立てているところでございます。

林委員 予算に関する説明書でいくと、まず 10 ページの第 4 条予算の資金的収入及び支出に関してです。収入では、水道施設整備費国庫補助金で、支出においては大河内川ダム建設事業負担金、また 17 ページの債務負担に関する調書では、深川川総合開発事業大河内川ダム建設負担金が計上されておりますけれども、現在の進捗状況と、令和 7 年度に執行見込みの予定事業についてお尋ねします。

浄水施設班長 大河内川ダム事業の現在までの進捗状況は、総事業費 240 億円に対して、令和 6 年度末までの事業費は約 146 億 8,000 万円で、進捗率は 61.1 パーセントになります。令和 7 年度の予定事業は、測量設計費として水門調査、環境調査、ダム本体実施設計等になります。また、補償工事費として、付替県道長門秋芳線、付替市道下坂水線の道路工が計画されています。

中平委員 10 ページの第 6 目「水源開発費」、委託料 110 万円ですが、これは令和 4 年からこの日置地区真口新水源調査業務等がありますが、見込みですよ、今年度の。また、もう 3 年目にもなりますので、その進捗状況をお伺いいたします。

浄水施設班長 日置地区の水源開発におきましては、先日、候補地においてボーリング工事を実施したところであり、これから揚水試験を実施する予定です。成果としましては、この試験結果を基に判断することになりますが、現時点では長行第 1 水源に近い水量が出るものと期待しています。また、令和 7 年度は通年の水質検査や認可変更の準備を計画しており、順調に行けば令和 8 年度に配管工事等を実施し、供用開始できるように進めていきたいと思っております。

林委員 予算に関する説明書 20 ページの、令和 7 年度長門市水道事業予定損益計算書に記載されております当年度末処分利益剰余金 4,635 万円についてなんですけれども、この剰余金の見込みについてのご見解というのをお尋ねしたいと思います。

管理課長 未処分利益剰余金は、純利益を積み上げたものとなるんですけれども、本市の水道事業においては資本的収支の不足額を減債積立金を取り崩したりして今補填している状況でございます。減債積立金に積み立てる予定と、未処分利益剰余金については減債積立金に一応、積み立てていく計画としております。そのため、収益的収支において、ある程度利益を出していく必要があると思っております。その辺も効率的な事業運営に今後も努めていきたいと思っております。

綾城委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 13 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

林委員 それでは、上下水道局長に 1 点ほどお尋ねします。昨年行われました上下水道の 9 月定例会の中で行われた令和 5 年度の決算審査がございました。そのときにですね、それを踏まえてどういった点に留意をして令和 7 年度の予算執行に取り組んでいくお考えなのか、お尋ねします。

上下水道局長 令和 6 年度の決算委員会において、令和 5 年度の決算を踏まえて、今後どのような経営を行っていくのかという質疑に対しまして、今後は債務負担の抑制に努めるといったような内容で回答したかと記憶しております。令和 7 年度の予算編成については、企業債の借入れについて内部留保資金の残高を注視しながら、できる限り抑制に努めていきたいというふうに考えているところでございます。また、令和 5 年度の監査意見書においても、有収率の低下の指摘を受けたところであります。そのために、予算編成においては、有収率の維持向上に向けて、漏水調査費や修繕費用も増額したほか、資本的支出においては配水管の更新工事費も 1 億円増加し、2 億 2,700 万円としたところでございま

す。

綾城委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 14 号「令和 7 年度長門市下水道事業会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 それでは、議案第 14 号の「令和 7 年度長門市下水道事業会計予算」の補足説明をさせていただきます。はじめに、収益的収支予算についてですが、使用料改定を含んだ営業収益を 6 億 271 万 3,000 円と見込み、他会計補助金などの営業外収益と合わせて、収益的収入合計として 18 億 2,119 万円を計上しております。また、収益的支出合計として、事業費用では営業費用と企業債償還利息などの営業外費用と合わせて 17 億 8,102 万 6,000 円を計上しております。次に、資本的収支予算ですが、収入では企業債や国庫補助金並びに一般会計出資金等により 9 億 301 万 1,000 円を受け入れる予定としております。支出では、建設改良費といたしまして、公共下水道では、昨年度に引き続き東深川浄化センター自家発電設備設置工事に取り組むほか、老朽化の著しい箇所の污水管改築更新工事などを予定しております。また、農業集落排水事業では、三隅地区において処理場の統廃合に向けた工事を新たに着手することとしており、建設改良費と企業債償還金を合わせて資本的支出合計として 14 億 1,739 万円を計上しているところです。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、5 億 1,437 万 9,000 円につきましては、損益勘定におきまして減価償却費の費用化等により留保した内部留保資金等で補てんすることとしております。

綾城委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 予算に関する説明書 3 ページなんですけれども、収益的収入及び支出に関して、この収入において収益化された長期前受金戻入の 5 億 1,973 万 7,000 円についての具体的な内容をお尋ねしたいと思います。

総務班主査 長期前受金戻入 5 億 1,973 万 7,000 円の内訳につきましては、下水道施設等の資産形成の財源として、負担金として受け入れたものが 1,697 万 8,000 円、補助金として受け入れたものが 4 億 4,662 万 3,000 円、受贈財産として受け入れたものが 614 万 7,000 円、企業債償還に対する繰入金として受け入れたものが 4,998 万 9,000 円となっており、減価償却に合わせて収益化するものでございます。

林委員 ちょっとその前に、さっきから気になることをちょっと 1 点言ってもいいですか。長期前受金戻入（もどしいれ）なのか、長期前受金戻入（れいにゅう）なのか、ちょっと用語をちょっと統一していただきたいんですけど。どちらでも意味は一緒ですよ。漢字は一緒だから。読み方がですね、私は戻入（もどしいれ）と言ってるんですけど、そちらのほうは全部、戻入（れいにゅう）って言ってます。どっちが正しいですか、これは。

管理課長 予算書では、戻入（れいにゅう）が正しいのかなと思います。

林委員 ちょっと色々調べたら、どうしてもその読み方が戻入（もどしいれ）って書いてあるんですよ、大体。長期前受金戻入（もどしいれ）って書いてあるから、だから予算用語としては、長期前受金戻入（れいにゅう）が正しいんですね。じゃあ、それでちょっと統一していいですか、これからは。いや、それはそんな、この予算のあれに左右される問題ではないですけど、ただ私たちと上下水道局の言葉が違うとですね、ちょっとここはちょっと統一して、これからじゃあ長期前受金戻入（れいにゅう）というふうにちょっとお伝えしたいと思います。それでですね、先ほどの最後のご答弁にもありましたが、この減価償却を収益化するんだと。それで、じゃあその収益化された減価償却費の具体的な内容について重ねてお尋ねいたします。

総務班主査 減価償却費 9 億 9,011 万円の内訳につきましては、建物が 6,677 万 7,000 円、下水道管など構築物が 5 億 6,820 万円、ポンプなど機械及び装置が 3 億 5,420 万円、車両運搬具が 93 万 3,000 円となっております。

中平委員 ページ数 3 ページで、営業外収益、他会計補助金で、来年度 1 億 3,846 万 3,000 円で、これは前年度に比べると 3,000 万円近く減ってるんですよ、一般会計からの。説明によると、企業債利子、減価償却費等とありますが、もう少し詳しい説明ができましたらお願いいたします。

総務班長 他会計補助金につきましては、総務省が定める繰入金の基準外、定めているものと別の基準外の繰入金となります。内訳につきましてはですけれども、令和 7 年度につきましては、下水道使用料の改定を見込んで収入が増える見込みとなっておりますので、その中で赤字補填の繰入金が減少しているといった状況でございます。

林委員 それでは、予算に関する説明書 7 ページをお開きください。ここは第 4 条予算ですけれども、この資本的収入及び支出に関して、支出において管渠施設改築更新工事というのがありますけれども、この具体的な内容と、事業の進捗率をお尋ねいたします。またですね、計画に比して、この進捗率というのはどういった状況にあるのか、重ねてお尋ねいたします。

下水道班長 令和 7 年度の下水道管の更新延長は約 1.25 キロメートルで、内訳は管更生 940 メートル、管布設替を 310 メートルとしております。湯本汚水準

幹線管渠施設更新工事ほか 3 件を予定しております。箇所選定については、令和 6 年度の管路カメラ調査の結果で状態が悪い路線を選定しています。なお、今年度策定いたしましたストックマネジメント計画で、対象管路 4.87 キロメートルを 5 年後、令和 11 年度末には 100 パーセント更新するようにしております。令和 7 年度末の更新率は約 26 パーセントの見込みとなります。

林委員 こういった資本的支出を行うためには収入がないといけません。資本的収入の不足に充てられる、いわゆる損益勘定留保資金ですね。ちょっと水道と違って、この下水の場合というのはなかなかこれが見込めないと思うんですけども、この辺りのちょっとご見解も合わせてお尋ねいたします。

管理課長 令和 7 年度の資金不足については、予算書第 4 条に記載のとおり、消費税資本的収支調整額と減価償却費など現金支出を伴わない損益勘定留保資金で補填する予定としております。下水道事業については、財源不足が生じないように一般会計から繰入金を予算計上しているところでございますので、この一般会計繰入金には赤字不足の繰入金なんですけども、この部分については抑制していく必要があるのではないかと考えております。

林委員 そしたら併せて、予算に関する説明書 9 ページの、令和 7 年度キャッシュフロー計算書の資金期末残高 3 億 2,395 万 6,000 円、この資金期末残高に対する見解をお尋ねしたいと思います。

管理課長 キャッシュフロー計算書のとおり、令和 7 年度末の資金残高につきましては 3 億 2,395 万 6,000 円と見込んでおります。下水道事業については、事業全体で財源不足が生じないように、一般会計のほうから繰入金を予算計上しております関係で、年度末の資金残高につきましては経営状況的にはそれほど、今着目するほどではないのかなというふうに考えております。

林委員 そしたら、先ほど水道のところでもお聞きしたんですけれども、この予算に関する説明書 18 ページの令和 7 年度損益計算書の当年度末処分利益剰余金、いわゆる 0 円ということなんですけども、ちょっとこの辺りのご見解もお尋ねしたいと思います。

管理課長 下水道事業につきましては、実質は一般会計からの繰入によって収支を、赤字にならないように 0 円という形で今収支を保っている状況でございます。そのため、利益が発生しない関係で、未処分利益剰余金というのもちょっと特別今はない状況なのでございますけども、なるべく一般会計の繰入というのも、基準外繰入につきましては、なるべく抑えるようにという指摘も受けている関係から、その辺には経営努力を今後もしていくようにはしていきたいと考えております。

岩藤委員 4 ページの支出のほうで、「下水道事業費用」の「営業費用」の「管渠費」のですね、マンホールの修繕があると思うんですが、来年度はですね、ど

ちらのほうの修繕を考えておられるのか、お伺いいたします。令和 7 年度はどちらの修繕と言いますか、今ちょっと湊のほうでもよく修理をやられてるんですけど、今度はどこの計画があるのかどうか、お伺いいたします。

下水道班長 マンホールの修繕、マンホール蓋の修繕等につきましては、住民からの苦情等を受けた場合に、市のほうが現地の確認をいたしまして、取替が必要であれば取り替えるということになります。下水道班のほうに 1 度連絡をいただければ、現地を確認し対応するという形になります。特に場所等は決めておりません。

綾城委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 14 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

林委員 それでは、上下水道局長にお尋ねいたします。先ほど、水道事業のほうもそうなんですけども、この令和 5 年度の決算を踏まえてですね、どういった点に留意をされ、この令和 7 年度の予算執行に取り組んでいくお考えなのか、お尋ねいたします。

上下水道局長 令和 5 年度の監査意見書において、健全で効率的な経営に取り組むとともに、一般会計繰入金、使用料のあり方について指摘がございました。これにあたり、この辺りを踏まえまして、使用料の適正化に努め、事業実施にあたっては交付金を活用するとともに、交付税算入率の高い過疎債などを最大限に活用し予算編成を行ったところでございます。

林委員 じゃあ、もう 1 点ほどお尋ねします。令和 7 年度下水道事業に関してですね、会計上は、この料金改定を反映したものになっておりますけれども、現在、輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続というのはですね、市民生活や事業者の経営を圧迫している状況になっておるんですけど、この辺りはどういった認識をお持ちなのか、これがまず 1 点。それとですね、昨年 9 月に料金改定時に附帯決議が提出されておりますけれども、どのようにこれに対応されたのか、お尋ねいたします。重ねてお尋ねします。

上下水道局長 市民生活や事業者の経営を圧迫している状況をどう認識しているのかということは、かなり厳しい状況であるのかなというふうには認識しているところでございます。昨年の 9 月に、料金改定時に附帯決議をいただいております。改定につきましては、3 点の附帯決議をいただいたところですが、その対応というところにつきましては、まず 1 点目で、社会情勢や経済情勢を十分に考慮した上で、場合によっては改定期を再検討を行うことということで、1 つ目の附帯決議につきましては、改定条例の決議後、社会情勢や経済情勢を注視しておりました。林委員の発言されたように、物価高の継続は見受けられる状況ではありますが、市長も行政報告の中で申し上げたとおり、下水道事業の経営状況においても同じように影響を受けていることから、経営悪化が見込まれ、使用

料の改定時期を先伸ばしできないと判断し、苦渋の決断ではありましたが、本年の4月から使用料の改定を行うこととしたところでございます。今後とも、効率的な事業運営に努めてまいりますので、何卒ご理解のほどをお願いしたいと思います。2点目、市民の理解と同意が得られるよう説明責任を果たし、十分な周知を行うことにつきましては、9月の条例改正後に広報紙や、使用料改定の冊子を広報紙と同時に各戸に配布しているところでございます。また、使用料の改定に至るまでの上下水道審議会の会議録をホームページなどに掲載しておるところでございます。3点目の福祉減免措置についてでございますが、下水道事業の経営状況では福祉減免を講ずるということは困難でございます。福祉減免につきましては、引き続き福祉関係部署と協力できるところは協力してまいりたいというふうに思っているところでございます。

綾城委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。

上田委員 ちょっと注記事項のところに謳われているんですけども、構築物の耐用年数についてですけども、上水のほうが60年・・・

綾城委員長 上下水道局長に対してのご質疑がありますか。はい、わかりました。はい、どうぞ。

上田委員 注記事項にも載っているんですけども、構築物の耐用年数に関してですけど、上水で60年、それから下水で50年までとなっているんです。これは、やっぱり腐食とか色々あつての10年の差というふうに考えていいんですかね。

綾城委員長 答えられますか。上下水道局長、答えられますか。

上下水道局長 ちょっと確認で、よろしいですか。上水の管路と下水の管路の耐用年数が違うということですか。（「そうそう、単純に、単純に」と発言する者あり）

綾城委員長 今一度なので、局長にお答えいただきたいと思いますけど、答えられますか。

上下水道局長 ちょっと施設整備課長のほうで対応させていただいてもよろしいですか。

綾城委員長 すみません、中断してしまうので、ちょっと施設整備課長は答えてもらえますか。すみません、施設整備課長、お願いします。

施設整備課長 上下水道の違い、耐用年数の違いということでよろしかったですかね。（雑談あり）

綾城委員長 はい、答えられますか。はい。では、上下水道局長。

上下水道局長 上水というのは綺麗な飲料水ですから、当然綺麗な水を流していくと。下水に関してはですね、言い方はちょっとあれなんですけど、汚物的なものが流れ、硫化水素とかそういうのがあって、腐食が激しいというところでの

耐用年数の違いじゃないかなと。すみません、明確には答えられませんが、そういう考えで、耐用年数の違いがあるのではなかろうかというふうには判断しております。

綾城委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、ただ今議題になっております議案第 14 号「令和 7 年度長門市下水道事業会計予算」について、反対の立場で簡潔に討論を行います。私は、昨年の 9 月定例会に提案された長門市下水道条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行っております。この条例が提案された背景として、下水道事業の経営環境は、人口減による使用料収入の減少に加え、施設の老朽化や維持管理費の増加など、経営環境は厳しさを増す状況にあり、こうした状況が続けば、将来的に安定した汚水処理に支障を来すことが考えられることから、令和 7 年 4 月 1 日より、使用料は平均 15 パーセントアップの改定とし、基本水量の廃止に伴う超過料金を従量料金に変更するとともに、この激変緩和対策として調整単価の導入等を行うというものでございました。言うまでもなく、下水道事業は装置産業であり、施設整備や維持管理には多額の資金を要するため、受益と負担のバランスを図りながら健全な事業経営を行っていかねばなりません。しかし、現在においても、輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続は市民生活や事業者の経営を圧迫している状況であり、先行きに対する不透明感が依然強くなっている中で、使用料の値上げを反映した令和 7 年度長門市下水道事業会計予算は認められないということを申し上げて、意見といたします。

綾城委員長 ほかに、ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第 26 号「長門市水道給水条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

上下水道局長 補足説明は特にございせん。

綾城委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 26 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは 3 月 5 日の予算決算常任委員会文教厚生分科会終了後から審査を行います。本日は、これで散会します。どな

たもご苦労さまでした。

— 散会 13 : 43 —